

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2022年6月30日
- 【発行者の名称】 株式会社 manaby
(manaby Co., Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡崎 衛
- 【本店の所在の場所】 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目6番30号
ディーグランツ仙台ビル5階
- 【電話番号】 (022)355-6626 (代表)
- 【事務連絡者氏名】 取締役CFO 河治 惇一
- 【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目6番17号
トラッドビル5階
- 【電話番号】 (03)6262-7988 (代表)
- 【事務連絡者氏名】 取締役CFO 河治 惇一
- 【担当 J-Adviser の名称】 フィリップ証券株式会社
- 【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永堀 真
- 【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町4番2号
- 【担当 J-Adviser の財務状況が
公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.phillip.co.jp/>
- 【電話番号】 (03)3666-2101
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 【公表されるホームページのアドレス】 株式会社 manaby
<https://manaby.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引

所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第4期	第5期	第6期
決算年月		2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高	(千円)	286,458	529,524	557,931
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△59,961	71,284	△10,098
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△39,957	49,541	△9,144
純資産額	(千円)	78,376	127,918	118,773
総資産額	(千円)	198,683	304,778	828,839
1株当たり純資産額	(円)	24.58	81.42	75.60
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△25.93	31.53	△5.82
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	39.4	41.9	14.3
自己資本利益率	(%)	△58.8	48.0	△7.4
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△76,146	84,162	△5,177
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△10,117	△741	△16,182
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	110,129	4,060	525,256
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	60,698	148,179	652,074
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	68 (—)	70 (—)	89 (—)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第4期は潜在株式が存在せず、また当期純損失を計上しているため、第5期は潜在株式が存在するものの当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、第6期は潜在株式が存在するものの当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できず、また当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

6. 第5期については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第6期

については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第4期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

7. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第5期事業年度の期首から適用しております。なお、累積的影響額を期首の利益剰余金に反映する方法を採用し、比較情報は修正再表示しておりません。

2 【沿革】

年月	事項
2016年6月	就労移行支援事業所の運営を目的として株式会社manabiを宮城県仙台市若林区にて設立
2017年3月	宮城県仙台市宮城野区にて直営の就労移行支援事業所第1号店である仙台駅前事業所を開所 株式会社manabyに商号変更
2017年4月	宮城県石巻市にてCSP（フランチャイズ）（注）就労移行支援事業所である石巻事業所を開所
2017年4月	神奈川県川崎市中原区にて直営の就労移行支援事業所である武蔵小杉駅前事業所（現・川崎事業所）を開所。関東に進出
2018年6月	宮城県仙台市宮城野区にてオンライン就労支援事業「manaby WORKS」を開始
2018年8月	宮城県仙台市青葉区にて直営の就労継続支援B型事業所第1号店であるCREATORS仙台を開所し、就労継続支援B型事業「manaby CREATORS」を開始
2019年7月	東京都中央区に東京支社を開設
2020年6月	兵庫県神戸市中央区にてCSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である三宮事業所を開所。関西に進出
2022年4月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式上場

（注）CSP とは、Change Social Partners の略で、当社の経営理念に共感したパートナー企業（フランチャイジー）のことです。

3 【事業の内容】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「一人ひとりが自分らしく働ける社会をつくる」をコーポレートミッションに掲げ、働きづらさや生きづらさを抱える方々に対する支援サービス等の提供を通じて、「うまく生きるのではなく、らしく生きるための学び」を実現していくことを、会社経営の基本方針としております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、中長期的な企業価値の最大化に取り組むため、就労移行支援事業「manaby」、就労継続支援B型事業「manaby CREATORS」、オンライン就労支援事業「manaby WORKS」で構成される「就労支援事業」を主力事業と位置づけております。また、事業ドメインを「働きづらさや生きづらさを抱える方々に対する多様な就労スタイル等の提供」と定義し、同ドメインにおける新規サービスの創出を通じて人々の生活の質の向上に貢献することで、持続的な企業成長を実現してまいります。

加えて当社は、福祉分野におけるソーシャル・テック・カンパニーを目指し、ICT機器の積極的な活用や、eラーニングシステム等から収集したビッグデータを活用し、支援サービスの品質向上に貢献してまいります。

(3) 事業の内容

当社は、宮城県、神奈川県、東京都において、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所および就労継続支援B型事業所の運営を主軸とした就労支援事業を行っています。障害によって働くことを諦めて欲しくないという思いから、独自開発のeラーニングシステムで学ぶ仕組みを開発し、それによって外出困難な方も在宅訓練にてITスキルを学び、在宅就労を目指すことができるのが特長です。

当社のeラーニングシステムでは、一般的な事務系ソフトだけでなく、Web制作やプログラミング、デザイン、CAD等の多様なスキルを学べるほか、専門家監修のセルフケア等の就労支援ならではのコンテンツを提供しています。動画を視聴しながら操作を行う形式で、利用者の集中力を維持しやすいチャプター構成、聞きやすいナレーション速度、選択式の字幕表示等、就労支援事業の現場での利用者の声を反映しながら日々改良を重ねてきました。それにより、数あるオンライン学習サービスとの差別化を図っております。

当社のeラーニングシステムを用いて、利用者が個別にスキル学習を進めることができるため、支援スタッフが利用者向き合う時間を確保しやすいことも当社の支援サービスの強みであります。当該サービスにおいてはダイアログ（対話）に基づく支援サービスを重視しており、社内で定期的に専門家による支援スタッフ向けのダイアログ研修を実施しております。実際の支援の場面において、ダイアログを通して「自分らしさとは何か」を利用者と支援スタッフが一緒に考えて整理することで、就職後のミスマッチを防ぎ、利用者が長く働き続けられることを目指しております。

また、当社は独自のパートナーシップ制度「Change Social Partner (CSP) 制度」を設け、当社のコーポレートミッションに共感する企業と連携して、就労移行支援事業「manaby」と就労継続支援B型事業「manaby CREATORS」にかかるフランチャイズ事業を展開しております。CSPでは、直営の宮城県、神奈川県、東京都に加え、福島県、千葉県、大阪府、兵庫県においても事業所展開を行っております。

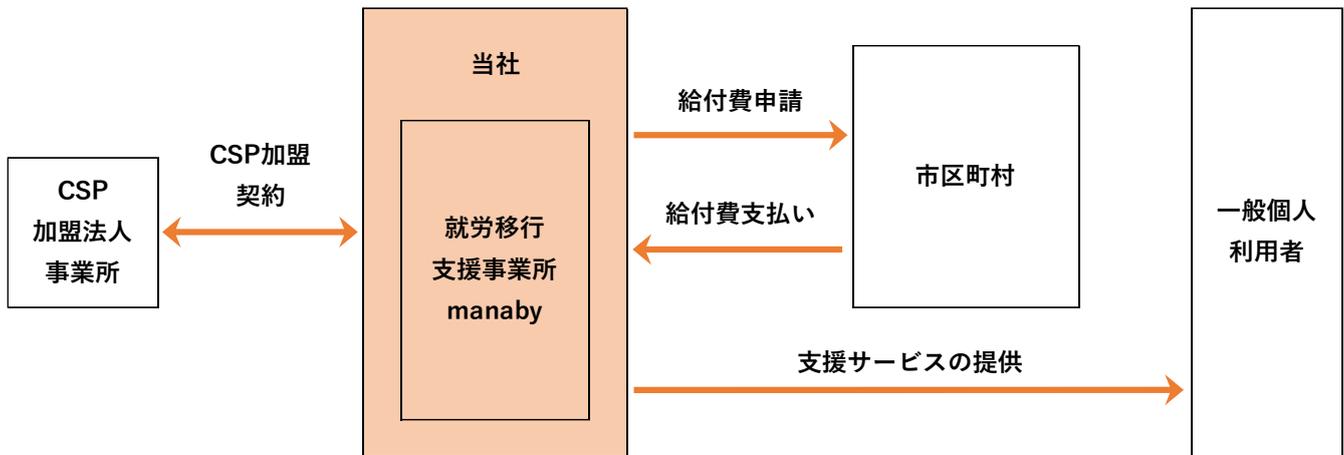
なお、当社は、「就労支援事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しておりますが、主要な業務として就労移行支援事業「manaby」、就労継続支援B型事業「manaby CREATORS」、オンライン就労支援事業「manaby WORKS」に区分して、その内容を記載します。

① 就労移行支援事業「manaby」

当事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つであります。一般就労を希望する原則18歳以上65歳未満で、且つ地方自治体（市区町村）から障害福祉サービス受給者証を発行された方を対象に、当社が運営する就労移行支援事業所において、コミュニケーションスキルやITスキル、セルフケア等に関する訓練や求職活動に関する支援を行う等、障害のある方が一般企業で働くまでの道のりを包括的にサポートするための支援サービスを提供しております。

当社は、障害によって働くことを諦めて欲しくないという思いから、在宅就労に向けた在宅訓練の仕組みを構築しております。

(就労移行支援事業「manaby」の事業系統図)

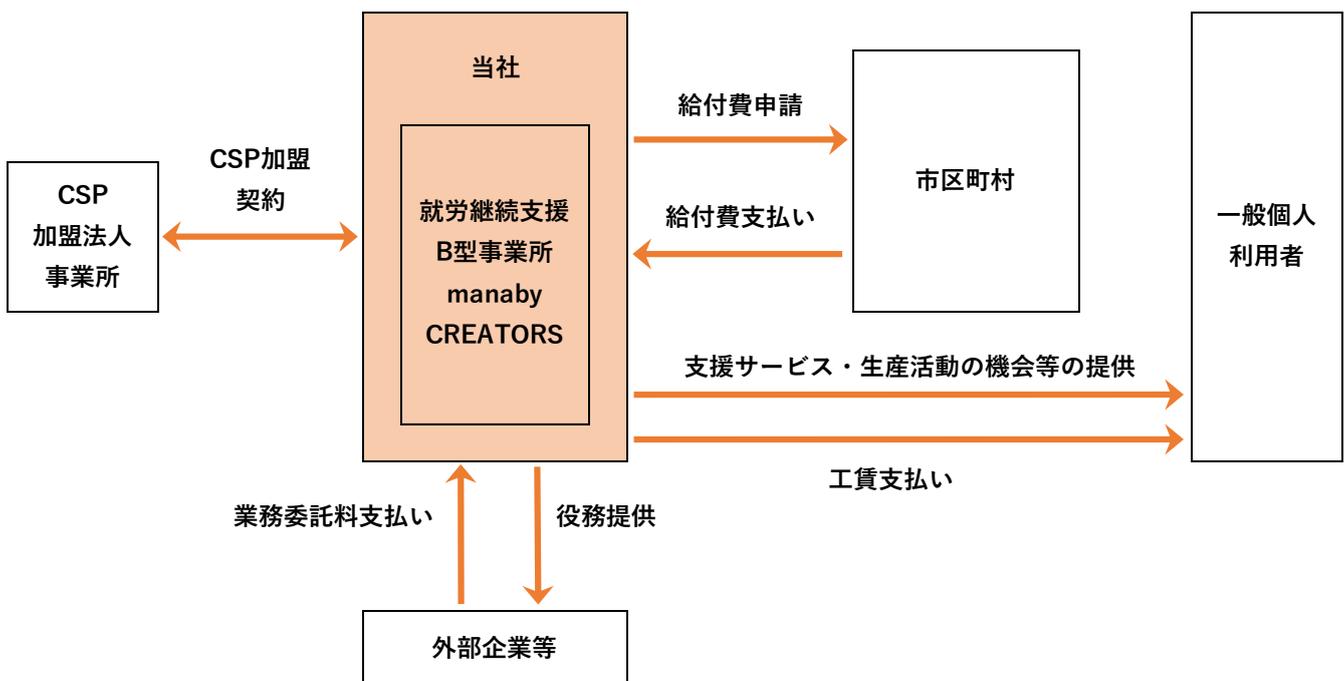


② 就労継続支援B型事業「manaby CREATORS」

当事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つであります。就労を希望するも障害や病状により一般企業での就労が困難な方で地方自治体（市区町村）から障害福祉サービス受給者証を発行された方を対象に、当社が運営する就労継続支援B型事業所において、生産活動の機会や就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を提供しております。生産活動の機会の提供については、当社が運営する就労継続支援B型事業所が外部企業等から業務を受託することで確保されます。

当社は、就労移行支援事業を行う中で出会った「障害や病状により一般企業での就労が困難な方」の受け皿として、Webメディアの運営や表現活動等を通じて、自分らしく働ける場所を提供したいとの思いから、当事業をスタートしました。

(就労継続支援B型事業「manaby CREATORS」の事業系統図)



③ オンライン就労支援事業「manaby WORKS」

当事業は、キャリアカウンセリング付の定額制eラーニングサービスであります。就労移行支援事業「manaby」を運営する中で、すでに就労中であるなどの理由から「障害福祉サービスを利用できない人が

いる」という現実に直面し、誰でも利用できる定額制のサービスをスタートしました。

(就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所の一覧)

地域	事業所数	直営・CSP	事業種別	事業所名	都道府県	開所年月
東北地区	9 事業所	直営	就労移行支援	仙台駅前事業所	宮城県	2016年6月
		直営(注)1	就労移行支援	石巻駅前事業所	宮城県	2017年4月
		直営(注)1	就労移行支援	長町駅前事業所	宮城県	2017年9月
		CSP	就労移行支援	郡山駅前事業所	福島県	2018年1月
		CSP	就労移行支援	福島事業所	福島県	2018年4月
		CSP	就労移行支援	泉中央事業所	宮城県	2018年7月
		直営	就労継続支援B型	CREATORS 仙台	宮城県	2018年8月
		直営	就労移行支援	古川事業所	宮城県	2019年12月
		CSP	就労継続支援B型	CREATORS 名取駅前	宮城県	2021年6月
関東地区	16 事業所	直営	就労移行支援	横浜関内駅前事業所	神奈川県	2017年10月
		CSP	就労移行支援	相模原駅前事業所	神奈川県	2018年3月
		CSP	就労移行支援	鶴見駅前事業所	神奈川県	2018年6月
		CSP	就労移行支援	千葉中央事業所	千葉県	2018年9月
		直営(注)2	就労移行支援	川崎事業所	神奈川県	2017年4月
		直営	就労移行支援	府中駅前事業所	東京都	2019年2月
		CSP	就労移行支援	駒込駅前事業所	東京都	2019年4月
		CSP	就労移行支援	本厚木駅前事業所	神奈川県	2019年6月
		直営	就労移行支援	横浜長者町事業所	神奈川県	2019年11月
		直営	就労移行支援	八王子駅前事業所	東京都	2020年1月
		CSP	就労移行支援	行徳駅前事業所	千葉県	2020年1月
		CSP	就労移行支援	船橋駅前事業所	千葉県	2021年4月
		CSP	就労移行支援	秋葉原事業所	東京都	2021年9月
		CSP	就労移行支援	新横浜駅前事業所	神奈川県	2021年11月
		CSP	就労移行支援	大宮事業所	埼玉県	2022年1月
CSP	就労移行支援	土浦事業所	茨城県	2022年5月		
関西地区	5 事業所	CSP	就労移行支援	三宮事業所	兵庫県	2020年6月
		CSP	就労移行支援	神戸元町事業所	兵庫県	2020年12月
		CSP	就労移行支援	大阪本町事業所	大阪府	2021年2月
		直営	就労移行支援	大阪梅田事業所	大阪府	2022年3月
		CSP	就労移行支援	大阪天王寺事業所	大阪府	2022年4月
合計	30 事業所					

(注) 1. 石巻駅前事業所と長町駅前事業所は、当初CSP事業所として開所した後に、直営事業所への切り替えを行ったことから、開所年月はCSP事業所として開所した年月を記載しております。

2. 川崎事業所は、2017年4月に神奈川県川崎市中原区にて武蔵小杉駅前事業所として開所した後、2019年1月に神奈川県川崎市川崎区へ移転するとともに、川崎事業所へ事業所名を変更しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2022年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
89	34.6	1.8	3,570

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は就労支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況が続きました。政府による各種政策やワクチン接種の進捗により感染が収束傾向にありますが、感染拡大による経済の下振れリスクは大きく、先行きが不透明な状況が継続しております。

一方で、当社の属する障害福祉サービス業界では、民間企業に雇用されている障害者数が2021年6月1日時点で59.7万人（対前年比3.4%増加）、実雇用率は2.20%（対前年比0.05ポイント増加）と、いずれも過去最高となる等（出所：厚生労働省「令和3年障害者雇用状況の集計結果」）、慢性的な人材不足を背景に、引き続き、障害者雇用に対する積極的な姿勢がみられております。

このような環境のもと、当社は就労支援事業を中心に、既存事業所での支援サービス品質の向上及び利用促進等の活動を行うとともに、就労支援事業の新規事業所として「manaby 大阪梅田事業所」を2022年3月に開設し、また、今後の事業拡大を見据えた積極的な人材採用を行う等、将来に向けたサービス提供範囲の拡大と組織基盤の強化を進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は557,931千円（前年同期比5.4%増）、営業損失8,375千円（前年同期は71,742千円の営業利益）、経常損失10,098千円（前年同期は71,284千円の経常利益）、当期純損失9,144千円（前年同期は49,541千円の当期純利益）となりました。

なお、当社は、就労支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は652,074千円（前年同期比503,895千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、減価償却費2,179千円、のれん償却費2,538千円、売掛金の減少額4,989千円、買掛金の増加額4,083千円、契約負債の増加額9,747千円等を計上したものの、税引前当期純損失10,226千円、法人税等の支払額31,668千円等を計上したことにより、5,177千円の支出（前年同期は84,162千円の収入）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、敷金及び保証金の回収による収入2,177千円を計上したものの、有形固定資産の取得による支出3,288千円、無形固定資産の取得による支出4,989千円、敷金及び保証金の差入による支出10,055千円等を計上したことにより、16,182千円の支出（前年同期は741千円の支出）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純増加額100,000千円、長期借入れによる収入500,000千円を計上したものの、長期借入金の返済による支出74,744千円を計上したことにより、525,256千円の収入（前年同期は4,060千円の収入）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりです。なお、当社は就労支援事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
就労支援事業	557,931	105.4
合計	557,931	105.4

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
宮城県国民健康保険団体連合会	228,919	43.2	231,669	41.5
神奈川県国民健康保険団体連合会	176,552	33.3	193,358	34.7
東京都国民健康保険団体連合会	76,194	14.4	65,006	11.7

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものです。

(1) 就労支援事業における提供サービスの質の向上

当社の就労支援事業においては、慢性的な人材不足や全般的なボーダーレス社会の浸透を背景として、雇用主サイドの採用ニーズ、利用者サイドの就労ニーズが相互に拡大しており、対応する人材スキルの高度化及び多様化も進んでいることから、提供サービスの品質の維持向上が重要課題であると認識しております。

これに対する当社の施策として、eラーニングコンテンツの改善・拡充、社外専門家による支援スタッフへの助言機会の確保、研修制度の充実等を継続的に実施してまいります。

(2) 人材確保と人材育成

当社の就労支援事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であることから、当社の事業運営にあたっては優秀な人材の確保、育成及び定着が重要課題であると認識しております。

これに対する当社の施策として、多様なキャリアパスや働き方を推奨する人事・労務制度の整備、新卒及び中途採用の積極化、システムの活用等による業務負担の軽減、長時間労働防止施策の徹底、従業員専用相談窓口の活用等を継続的に実施してまいります。

(3) 関係法令の遵守

当社の就労支援事業は、公的制度に基づいたサービス提供がほとんどであり、事業運営においては障害者総合支援法をはじめとした関係法令の遵守が前提となっていることから、コンプライアンス体制の整備・強化が重要課題であると認識しております。

これに対する当社の施策として、法改正等の最新動向の把握、コンプライアンス研修の実施、内部監査や監査役監査での法令遵守状況の確認等、多様なコンプライアンス活動の推進に継続的に取り組んでまいります。

(4) 収益源の多角化

当社の報告セグメントは就労支援事業の単一セグメントであり、当該事業のほとんどが障害者総合支援法等の法制度に依拠しているため、多角的な事業ポートフォリオの構築が当社の中長期的な経営課題であると認識しております。

そのため、当社は今後、当社の事業ドメインにおける新規事業の拡大やM&A等による収益源の多角化に積極的に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 法的規制等について

当社は、事業活動を行う上で、「障害者総合支援法」等様々な法規制の適用を受けております。

当社では、法令・諸規則遵守の強化を図るため内部管理体制の整備・強化に努めておりますが、今後、これらの法律の改廃、法的規制の新設、適用基準の変更等がなされた場合、また、何らかの事情により法律に抵触する事態が生じた場合には、当社の事業展開及び業績に影響を与える可能性があります。

とりわけ当社の事業モデルは、国からの報酬を主な収益源としており、3年ごとに実施される障害福祉サービスの報酬改定にて下方の改定が行われた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、障害福祉サービスの各事業所は、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長から設置の指定（6年ごとの更新）を受けるものであり、指定には人員、設備及び運営に関する基準が規定されており、これらの規定に従って営業する必要があります。

当社の提供する就労支援事業に必要な指定・許認可は、以下のとおりであります。

取得	所轄官庁	許認可名称	許認可内容	有効期限	主な許認可取消事由
当社各事業所	都道府県等	指定障害福祉サービス	障害者総合支援法の就労移行支援	6年毎の更新	障害者総合支援法第50条（指定の取消等）
			障害者総合支援法の就労継続支援B型		
当社各事業所	厚生労働省	有料職業紹介事業許可	職業安定法の有料職業紹介事業	取得後の初回については3年、それ以後は5年ごとの更新	職業安定法第32条の9（許可の取消等）

障害福祉サービスの指定は事業所単位で取得しており、法人全体として組織的な不正が認められるといった場合を除き、指定の取消等についても事業所毎に検討されます。現時点において、当社の運営する障害福祉サービス事業所に指定取消や営業停止は発生しておりませんが、今後何らかの原因によりこれらの指定が取り消された場合や営業の停止を命じられた場合は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は、職業安定法に基づく有料職業紹介事業の許可を厚生労働大臣から取得し事業を行っております。職業安定法では、当該許可の取消事由に該当した場合には許可の取り消しや業務の全部または一部の停止を命じることができる旨が定められております。当社は法令に従い適正に事業を運営しておりますが、今後何らかの原因により当該許可が取り消された場合や業務の停止を命じられた場合は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（2） 人材の確保について

当社の就労支援事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であり、また、障害者総合支援法に基づき、有資格者の配置を含む一定の人員基準及び設備基準が定められているため、今後の事業展開に応じた優秀な人材の持続的な確保及び育成が必要となっております。当社においては、幅広い採用活動を行うとともに、社内研修の充実等により人材の確保及び育成に努めておりますが、他社からの引き抜き等により人材の確保が今後の事業展開の速度に対応できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（3） 個人情報の保護について

当社の就労支援事業においては、利用者の氏名、住所、連絡先等の情報を保持しております。これら顧客の個人情報の取扱いについては厳重に管理し、万全を期しておりますが、万が一漏洩するようなことがあった場合、顧客からだけでなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、事業所の許認可及び指定に影響が出る等、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（4） 自然災害について

当社は、宮城県、神奈川県、大阪府、東京都内に本社、就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所、支社を有しております。これらの拠点が地震、津波、火災、水害等の被害を受けた場合は、利用者や従業員、本社・事業所の建物や交通経路等に被害が及ぶ可能性があります。その場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（5） 訴訟等について

当社では、創業から現在において訴訟の実績はございません。しかしながら、利用者の症状の悪化等による訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（6） 風評等の影響について

当社の事業は、お客様及び利用者、そのご家族、就労先企業、行政機関や医療機関等の関係機関、地域社会の皆様との連携の上に成り立っております。当社の従業員には引き続き、企業理念やコーポレートミッションの浸透や高いコンプライアンス意識の保持のための社内研修を実施してまいります。しかしながら、当社の従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益となる情報や風評が流れた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（7） 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、従業員において検温や手洗い・うがい、アルコール消毒等の感染予防の徹底を行っておりますが、利用者や取引先等の中で感染が拡大した場合、新規利用者の受入停止や事業所の営業自粛等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 競合について

当社が属する障害福祉サービス業界は、提供サービスが人材の質に左右される傾向の強い業種であり、当社は、当社のミッションに強く共感している人材を積極的に採用することで、競合他社との差別化を図っております。しかしながら、更なる競合他社の事業拡大や新規参入等があり、当社の優位性が低下した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 固定資産の減損会計について

当社は、保有する固定資産を対象とした減損会計を適用しておりますが、今後当社が保有する固定資産を使用する事業所の業績が悪化し、回復が見込まれない場合や、固定資産の市場価格が著しく低下した場合には、当該固定資産について減損損失を計上することにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10) 特定人物への依存について

当社代表取締役社長である岡崎衛は、当社の経営方針及び事業戦略の立案・遂行等、多岐にわたり当社において重要な役割を果たしております。当社では組織規模の拡大に応じた権限委譲を進めると共に、役員及び幹部社員による情報の共有化等を通じて経営組織の強化を図るなど、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、今後何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難となった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(11) 情報システム障害について

当社は、就労支援事業において独自のeラーニングシステムを使用しております。サーバーダウン等のシステム障害が生じた場合には、別の支援サービスを提供する等の対策をとっておりますが、当該システム障害が長期にわたる場合には、利用者等へ支援サービス提供が困難になり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(12) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2021年1月22日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限り）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - (b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)
 - c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- ⑥不適当な合併等
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。
- ⑦支配株主との取引の健全性の毀損
第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。
- ⑨虚偽記載又は不適正意見等
次のa又はbに該当する場合
a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩法令違反及び上場規程違反等
甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫株式の譲渡制限
甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭指定振替機関における取扱い
甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮株主の権利の不当な制限
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てのために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決

議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。但し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は768,748千円となり、前事業年度末比514,934千円増加しました。現金及び預金が503,895千円、未収還付法人税等が15,041千円増加し、売掛金が4,989千円減少したことが主な要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は60,090千円となり、前事業年度末比9,127千円増加しました。敷金が6,584千円、ソフトウェア仮勘定が3,413千円、ソフトウェアが1,471千円増加し、のれんが2,538千円減少したことが主な要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は249,817千円となり、前事業年度末比133,973千円増加しました。短期借入金が100,000千円、1年内返済予定の長期借入金が26,132千円、未払費用が9,768千円、契約負債が9,747千円増加し、未払法人税等が17,845千円減少したことが主な要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は460,248千円となり、前事業年度末比399,232千円増加しました。長期借入金が399,124千円増加したことが主な要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は118,773千円となり、前事業年度末比9,144千円減少しました。当期純損失9,144千円を計上したことによる繰越利益剰余金の減少が要因であります。

(3) 経営成績の分析

当事業年度における経営成績の概況については、「1 【業績等の概要】 (1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

重要な設備の投資・除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は次の通りであります。

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物 附属設備	構築物	車両 運搬具	工具、 器具及び 備品	合計	
仙台本社 (宮城県仙台市 宮城野区)	建物 (本社機能)	710	—	—	380	1,091	11
東京支社 (東京都 中央区)	建物 (事務所)	216	—	—	919	1,136	18
その他の事業所	建物 (事務所)	3,635	12	0	1,116	4,765	60
合計	—	4,563	12	0	2,416	6,992	89

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 上記の建物は賃借しており、年間の賃借料は42,738千円であります。
4. 当社は、就労支援事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称については記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2022年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2022年6月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,284,000	4,713,000	1,571,000	1,571,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	6,284,000	4,713,000	1,571,000	1,571,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2021年1月27日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (2022年3月31日)	公表日の前月末現在 (2022年5月31日)
新株予約権の数(個)	8,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000(注)1	8,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注)2	1,000(注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年2月20日 至 2033年2月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、当社の取締役会が特に認めて乙に書面で通知した場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左

代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	普通株式 発行済株式 総数増減数 (株)	A種優先株 式発行済株 式総数増減 数(株)	普通株式 発行済株式 総数残高 (株)	A種優先株 式発行済株 式総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年 8月30日 (注) 1	61,000	—	1,421,000	150,000	30,500	66,440	30,500	50,300
2021年 1月27日 (注) 2	150,000	△150,000	1,571,000	—	—	66,440	—	50,300

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 若新雄純、菊地元太、奥洲物産運輸株式会社、坂本眞一郎、澤田正幸、西原繁美、大坪勉

発行価格 1,000円

資本組入額 500円

2. 普通株式の発行済株式数の増加150,000株は、2021年1月27日付定款変更によるA種優先株式の廃止による増加であり、A種優先株式の発行済株式数の減少150,000株は、2021年1月27日付定款変更によるA種優先株式の廃止による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	7	—	—	15	22	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	6,030	—	—	9,680	15,710	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	38.3	—	—	61.6	100	—

(7) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数 の割合(%)
岡崎 衛	宮城県仙台市若林区	860,000	54.74
株式会社ユニークアイ	宮城県仙台市若林区木ノ下 四丁目7番10号	350,000	22.27
ユニマック株式会社	兵庫県神戸市中央区八幡通 三丁目1番19号 日精ビル6階	100,000	6.36
株式会社としすみ	東京都渋谷区渋谷三丁目10番5号 TOHTAMビル2階	96,000	6.11
株式会社SEKAISHA	東京都渋谷区渋谷三丁目10番5号 TOHTAMビル2階	32,000	2.03
菊地 元太	宮城県仙台市青葉区	30,000	1.90
齋 善晴	神奈川県横浜市南区	17,500	1.11
坂本 眞一郎	東京都世田谷区	13,000	0.82
若新 雄純	東京都新宿区	12,500	0.79
奥洲物産運輸株式会社	宮城県東松島市小松字上二間堀176番地	10,000	0.63
テラー株式会社	東京都港区南青山二丁目2番15号 ウイン青山9階UCF	10,000	0.63
合計		1,531,000	97.45

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,571,000	15,710	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,571,000	—	—
総株主の議決権	—	15,710	—

(注) 1. 2021年6月28日開催の定時株主総会で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権(2021年1月27日臨時株主総会決議)

決議年月日	2021年1月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

当社株式は、2022年4月21日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価については、該当事項はございません。

5 【役員 の 状 況】

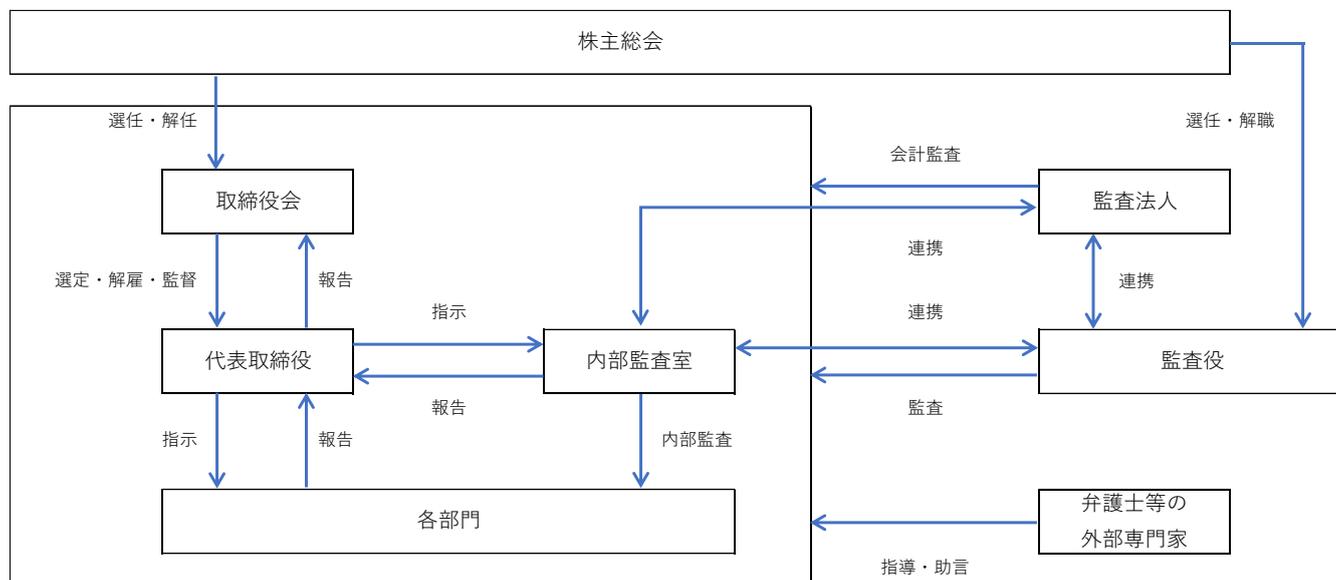
男性 4 名 女性 1 名 その他 1 名 (役員のうち女性の比率—% その他の比率 20.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表 取締役	社長	岡崎 衛	1987年4月9日生	2015年2月 2016年6月 2020年10月	アイデント株式会社設立 代表取締役 当社設立 代表取締役社長 (現任) 株式会社ホワイトシード社外取締役 (現任)	(注) 1	(注) 3	860,000
取締役	CFO	河治 惇一	1987年6月1日生	2010年4月 2016年2月 2019年10月 2020年4月	株式会社新生銀行入行 株式会社ルネッサンスキャピタルグル ープ入社 当社入社 当社取締役CFO (現任)	(注) 1	(注) 3	3,000
取締役	—	高橋 亮太	1985年3月2日生	2009年4月 2017年4月 2019年5月 2021年2月	明治安田生命保険相互会社入社 株式会社ビズリーチ入社 当社入社 当社取締役 (現任)	(注) 1	(注) 3	5,000
取締役	—	中俣 博之	1984年10月3日生	2008年4月 2014年7月 2014年10月 2015年9月 2018年10月 2019年6月 2020年4月 2020年7月 2020年8月 2020年9月 2021年2月	株式会社ディー・エヌ・エー入社 株式会社LITALICO入社 同社取締役 株式会社ライトマップ取締役 (現任) 株式会社データX社外取締役 (現任) 株式会社START代表取締役 (現任) 株式会社ギブリー社外取締役 (現任) 株式会社ハートネーション代表取締役 (現任) 株式会社SuppleX代表取締役 (現任) SHOWROOM株式会社社外取締役 (現任) 当社社外取締役 (現任)	(注) 1	(注) 3	5,000
監査役	—	神先 孝裕	1986年12月25日生	2010年2月 2015年2月 2017年3月 2018年7月 2018年10月 2020年4月	有限責任あずさ監査法人入社 Kepple株式会社 (現株式会社ケッ プル) 代表取締役 (現任) 株式会社ジモティー社外監査役 (現 任) 株式会社ALE社外監査役 (現任) 株式会社ケッブルアフリカベンチャー ズ代表取締役 (現任) 当社社外監査役 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
計								873,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時まで
であります。
2. 監査役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時まで
であります。
3. 2022年3月における役員報酬の総額は、34,816千円を支給しております。
4. 中俣博之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 神先孝裕氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2022年3月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、相羽美香子氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名その他1名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、第5期事業年度及び第6期事業年度においては、経営管理部が主管部署として、

業務を監査しております。つぎに経営管理部の監査は、就労支援事業部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部門の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

なお、当社は、2022年3月より内部監査室を設置しており、第7期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）においては、独立した内部監査室により、各部門に対する監査業務を行っております。

監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実行性を高めることとしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、社内規程及び各種マニュアル等に沿った業務を遂行することで社内におけるチェック・牽制機能を働かせており、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役1名及び社外監査役1名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役中侯博之氏は、経営全般やコーポレート・ガバナンス、障害福祉サービス業界の専門家としての経験及び知見を有しており、客観的・専門的な視点から経営全般の監視と有益な助言を期待し選任しております。なお、同氏は、当社株式を5,000株、当社新株予約権を5,000個保有しておりますが、それ以外には、当社との間に人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役神先孝裕氏は、税理士としての経験及び知見を有しており、客観的・専門的な視点からの当社の監査役体制の強化を期待し選任しております。なお、同氏は、当社との間に人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	29,116	29,116	—	—	3
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	5,700	5,700	—	—	2

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議

決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	148,179	652,074
売掛金	93,662	88,673
前払費用	9,119	10,528
未収還付法人税等	—	15,041
その他	2,853	2,431
流動資産合計	253,814	768,748
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	3,913	4,563
構築物（純額）	176	12
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	2,044	2,416
有形固定資産合計	※ 6,134	※ 6,992
無形固定資産		
ソフトウェア	—	1,471
ソフトウェア仮勘定	—	3,413
のれん	6,624	4,086
無形固定資産合計	6,624	8,970
投資その他の資産		
敷金	24,895	31,480
繰延税金資産	12,770	12,634
その他	537	12
投資その他の資産合計	38,203	44,127
固定資産合計	50,963	60,090
資産合計	304,778	828,839

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,228	9,312
短期借入金	—	100,000
1年内返済予定の長期借入金	26,920	53,052
未払金	3,575	5,490
未払費用	26,176	35,944
未払法人税等	18,924	1,078
契約負債	10,250	19,997
賞与引当金	19,411	20,290
その他	5,357	4,652
流動負債合計	115,843	249,817
固定負債		
長期借入金	60,948	460,072
その他	68	176
固定負債合計	61,016	460,248
負債合計	176,860	710,066
純資産の部		
株主資本		
資本金	66,440	66,440
資本剰余金		
資本準備金	50,300	50,300
資本剰余金合計	50,300	50,300
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,177	2,032
利益剰余金合計	11,177	2,032
株主資本合計	127,918	118,773
純資産合計	127,918	118,773
負債純資産合計	304,778	828,839

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	売上高	※1	529,524	※1
売上原価		335,182		406,704
売上総利益		194,342		151,227
販売費及び一般管理費	※2	122,599	※2	159,603
営業利益又は営業損失 (△)		71,742		△8,375
営業外収益				
受取利息及び受取配当金		1		2
助成金収入		—		68
雑収入		996		70
営業外収益合計		997		141
営業外費用				
支払利息		1,280		1,706
雑損失		174		157
営業外費用合計		1,454		1,864
経常利益又は経常損失 (△)		71,284		△10,098
特別利益				
補助金収入		6,566		228
特別利益合計		6,566		228
特別損失				
固定資産除却損		—	※3	356
特別損失合計		—		356
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)		77,851		△10,226
法人税、住民税及び事業税		18,466		2,101
法人税等還付税額		—		△3,320
法人税等調整額		9,842		136
法人税等合計		28,309		△1,082
当期純利益又は当期純損失 (△)		49,541		△9,144

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 人件費		248,371	74.1	295,197	72.6
II 経費	※	86,810	25.9	111,506	27.4
売上原価		335,182	100.0	406,704	100.0

※ 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
広告宣伝費	18,190	24,989
地代家賃	39,140	38,354
消耗品費	9,724	11,424

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純 資 産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	66,440	50,300	50,300	△38,364	△38,364	78,376	78,376
当期変動額							
当期純利益				49,541	49,541	49,541	49,541
当期変動額合計	—	—	—	49,541	49,541	49,541	49,541
当期末残高	66,440	50,300	50,300	11,177	11,177	127,918	127,918

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純 資 産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	66,440	50,300	50,300	11,177	11,177	127,918	127,918
当期変動額							
当期純損失(△)				△9,144	△9,144	△9,144	△9,144
当期変動額合計	—	—	—	△9,144	△9,144	△9,144	△9,144
当期末残高	66,440	50,300	50,300	2,032	2,032	118,773	118,773

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2020年4月1日	(自	2021年4月1日
	至	2021年3月31日)	至	2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)		77,851		△10,226
減価償却費		2,483		2,179
のれん償却費		2,538		2,538
受取利息及び受取配当金		△1		△2
支払利息		1,280		1,706
固定資産除却損		—		356
補助金収入		△6,566		△228
売掛金の増減額 (△は増加)		△34,090		4,989
買掛金の増減額 (△は減少)		2,773		4,083
賞与引当金の増加額 (△は減少)		19,411		878
契約負債の増減額 (△は減少)		10,250		9,747
その他		3,158		11,944
小計		79,089		27,966
利息及び配当金の受取額		1		2
利息の支払額		△1,280		△1,706
補助金の受取額		6,566		228
法人税等の還付額		1,367		—
法人税等の支払額		△1,583		△31,668
営業活動によるキャッシュ・フロー		84,162		△5,177
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△595		△3,288
無形固定資産の取得による支出		—		△4,989
敷金及び保証金の回収による収入		—		2,177
敷金及び保証金の差入による支出		△300		△10,055
その他		153		△27
投資活動によるキャッシュ・フロー		△741		△16,182
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額 (△は減少)		—		100,000
長期借入れによる収入		30,000		500,000
長期借入金の返済による支出		△25,940		△74,744
財務活動によるキャッシュ・フロー		4,060		525,256
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		87,480		503,895
現金及び現金同等物の期首残高		60,698		148,179
現金及び現金同等物の期末残高	※	148,179	※	652,074

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア 5年（社内利用可能期間）

のれん 5年

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日公表分）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「注記事項（収益認識関係）2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産

① 財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産	12,770千円	12,634千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

予算及び中期経営計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しており、予算及び中期経営計画は、一定の仮定を置いて策定しております。課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える重要な影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	7,049千円	8,706千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「1【財務諸表等】(1)財務諸表【注記事項】(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度6.1%、当事業年度2.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93.9%、当事業年度97.2%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬	19,600千円	34,816千円
給料及び手当	17,794	17,623
賞与引当金繰入	2,349	2,030
外注費	3,047	12,418
租税公課	13,075	16,705
支払報酬料	16,022	20,553
システム利用料	10,003	13,416
減価償却費	2,483	2,179
のれん償却費	2,538	2,538

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物附属設備	一千円	356千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	1,421,000	150,000	—	1,571,000
A種優先株式(注2)	150,000	—	150,000	—
合計	1,571,000	150,000	150,000	1,571,000

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加150,000株は、2021年1月27日付定款変更によるA種優先株式の廃止による増加であります。

2. A種優先株式の発行済株式数の減少150,000株は、2021年1月27日付定款変更によるA種優先株式の廃止による減少であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予 約権の 目的と なる株 式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業 年度末 残高 (千 円)
			当事業 年度期 首	当事業 年度増 加	当事業 年度減 少	当事業 年度末	
提出会社	第1回新株予約権(ストック・ オプションとしての新株予約 権)(注)1, 2	—	—	—	—	—	
	合計	—	—	—	—	—	

(注) 1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当事業年度末における本源的価値(付与日における本源的価値)は0円であり、前事業年度末残高はありません。

2. スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,571,000	—	—	1,571,000
合計	1,571,000	—	—	1,571,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回新株予約権(ストック・オプション)としての新株予約権(注)1, 2	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当事業年度末における本源的価値(付与日における本源的価値)は0円であり、当事業年度末残高はありません。

2. スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金勘定	148,179	652,074
現金及び現金同等物	148,179	652,074

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、主に就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所の賃貸契約に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、回収遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2021年3月31日時点）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	87,868	87,842	△25
負債計	87,868	87,842	△25

(※1) 金融商品の時価の算定方法

資産

現金及び預金、売掛金、未収還付法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

負債

買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(※2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2021年3月31日)
敷金	24,895

敷金については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

当事業年度（2022年3月31日時点）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	31,480	30,802	△678
資産計	31,480	30,802	△678
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	513,124	531,808	18,684
負債計	513,124	531,808	18,684

(※1) 金融商品の時価の算定方法

資産

現金及び預金、売掛金、未収還付法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

敷金

敷金の時価については、過去の実績等から見積もった平均貸借期間をもとに将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2021年3月31日時点)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	148,179	—	—	—
売掛金	93,662	—	—	—
合計	241,841	—	—	—

当事業年度 (2022年3月31日時点)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	652,074	—	—	—
売掛金	88,673	—	—	—
未収還付法人税等	15,041	—	—	—
合計	755,789	—	—	—

敷金 31,480 千円につきましては、返還期日を把握することが困難なため上表には含めておりません。

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2021年3月31日時点)

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	26,920	23,336	21,516	15,096	1,000	—
合計	26,920	23,336	21,516	15,096	1,000	—

当事業年度（2022年3月31日時点）

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	53,052	51,552	47,674	41,044	37,092	282,710
合計	53,052	51,552	47,674	41,044	37,092	282,710

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	30,802	—	30,802
資産計	—	30,802	—	30,802
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	—	531,808	—	531,808
負債計	—	531,808	—	531,808

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金の時価については、過去の実績等から見積もった平均貸借期間をもとに将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプションを付与した日時点においては、未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 8,000株
付与日	2021年3月1日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	自 2023年2月20日 至 2033年2月19日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	8,000
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	8,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権

権利行使価格（円）	1,000
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位あたりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる当社の株式価値は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算出しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	7,692	7,009
未払事業税	1,562	—
資産除去債務	1,306	1,749
繰延資産	3,450	3,472
税務上の繰越欠損金	—	1,551
その他	14	1,683
繰延税金資産小計	14,027	15,466
評価性引当額	△1,256	△1,749
繰延税金資産合計	12,770	13,717
繰延税金負債		
未収事業税	—	1,082
繰延税金負債合計	—	1,082
繰延税金資産の純額	12,770	12,634

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
	(%)	(%)
法定実効税率 (調整)	34.5	—
交際費等損金不算入項目	0.0	—
受取配当金等益金不算入項目	△0.3	—
住民税均等割	2.9	—
評価性引当額の増減	0.5	—
その他	△1.5	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3	—

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	就労支援事業 (千円)
直営事業所売上	485,241
CSP 加盟金売上 (注)	34,093
CSP ロイヤリティその他売上 (注)	1,749
その他の売上	8,440
顧客との契約から生じる収益	529,524
その他の収益	—
外部顧客への売上高	529,524

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	就労支援事業 (千円)
直営事業所売上	493,785
CSP 加盟金売上 (注)	5,999
CSP ロイヤリティその他売上 (注)	42,794
その他の売上	15,351
顧客との契約から生じる収益	557,931
その他の収益	—
外部顧客への売上高	557,931

(注) CSP とは、Change Social Partners の略で、当社の経営理念に共感したパートナー企業（フランチャイジー）のことです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

「3【事業の内容】」に記載の通り、当社は、就労移行支援事業所の運営等による支援サービスの提供、フランチャイズ（CSP）加盟法人に対する経営指導及び店舗運営指導等を行っております。

支援サービスの提供による収益は、契約等に基づき顧客へサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

CSP 加盟法人に対する FC 権の付与により受領した収入（CSP 加盟金及びロイヤリティ収入）は、取引の実態に従って収益を認識しております。CSP 加盟契約締結時に CSP 加盟法人から受領する CSP 加盟金は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該 CSP 加盟契約の契約期間の経過に従って収益を認識しております。CSP ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	59,571	93,662
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	93,662	88,673
契約負債（期首残高）	—	10,250
契約負債（期末残高）	10,250	19,997

契約負債は、主に CSP 加盟契約締結時に CSP 加盟法人から受領する CSP 加盟金にかかる前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
1年以内	3,999	9,747
1年超2年以内	3,999	7,250
2年超3年以内	2,250	3,000
3年超	0	—
合計	10,250	19,997

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社の事業セグメントは、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社の事業セグメントは、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
宮城県国民健康保険団体連合会	228,919
神奈川県国民健康保険団体連合会	176,552
東京都国民健康保険団体連合会	76,194

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
宮城県国民健康保険団体連合会	231,669
神奈川県国民健康保険団体連合会	193,358
東京都国民健康保険団体連合会	65,006

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社の事業セグメントは、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社の事業セグメントは、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

関連当事者との取引

種類	会社等の 名称又は 氏名	所 在 地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の被所有 割合 (%)	関連当事 者との 関係	取引 内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
役員	岡崎 衛	—	—	当社代表 取締役 社長	直接 被所有 54.7	債務被保 証(注) 1	銀行借入 被保証 (注) 2	62,868	—	—

- (注) 1. 金融機関等からの借入金について債務保証を受けているものであり、保証料の支払いは行っておりません。なお、当社代表取締役社長岡崎衛が行っている金融機関等からの借入金に対する債務保証については解消済であります。
2. 取引金額には被保証債務の前事業年度末残高を記載しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	81円42銭	75円60銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	31円53銭	△5円82銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前事業年度及び当事業年度は潜在株式が存在するものの当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、また当事業年度は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	49,541	△9,144
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	49,541	△9,144
期中平均株式数(株)	1,571,000	1,571,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の株式数8,000株)	新株予約権1種類(新株予約権の株式数8,000株)

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	127,918	118,773
純資産の部の合計額から 控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る 期末の純資産額(千円)	127,918	118,773
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数(株)	1,571,000	1,571,000

(重要な後発事項)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	5,341	1,606	628	6,318	1,755	599	4,563
構築物	490	—	—	490	477	163	12
車両運搬具	546	—	—	546	546	—	0
工具、器具 及び備品	6,806	1,682	145	8,344	5,927	1,310	2,416
有形固定資産計	13,183	3,288	773	15,698	8,706	2,074	6,992
無形固定資産							
ソフトウェア	—	1,576	—	1,576	105	105	1,471
ソフトウェア仮勘定	—	4,989	1,576	3,413	—	—	3,413
のれん	12,418	—	—	12,418	8,332	2,538	4,086
無形固定資産計	12,418	6,565	1,576	17,409	8,437	2,643	8,970

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	100,000	0.7	2022年4月28日
1年以内返済予定の 長期借入金	26,920	53,052	0.3	—
長期借入金 (1年以内返済予定 のものを除く)	60,948	460,072	0.3	2023年9月20日 ～ 2036年10月10日
合計	87,868	613,124	0.4	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	51,552	47,674	41,044	37,092

【引当金明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	19,411	20,290	19,411	—	20,290

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しています。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	652,074
小計	652,074
合計	652,074

② 売掛金

相手先	金額(千円)
宮城県国民健康保険団体連合会	39,846
神奈川県国民健康保険団体連合会	29,500
その他	19,325
合計	88,673

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
93,662	586,845	591,834	88,673	87.0	56.7

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 敷金

相手先	金額(千円)
株式会社オフィス・フォーワン	6,249
第一建設工業株式会社	5,067
その他	20,163
合計	31,480

④ 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社GIRAFFE	3,468
株式会社ビズリーチ	1,540
その他	4,304
合計	9,312

⑤ 未払金

相手先	金額(千円)
株式会社オフィス・フォーワン	1,264
監査法人コスモス	737
その他	3,488
合計	5,490

⑥ 未払費用

相手先	金額(千円)
従業員給与	28,348
厚生年金保険料	6,936
その他	658
合計	35,944

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載 URL https://manaby.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

株式会社manaby

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 業務執行社員 公認会計士 新開 智之

業務執行社員 公認会計士 相羽 美香子

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社manabyの2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社manabyの2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。